

第八〇回

参第一〇号

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律の一部を改正する法律（案）

大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（昭和四十八年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「千五百平方メートル（都の特別区及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートル。」を「千平方メートル（」に、「通商産業大臣」を「都道府県知事」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に、「行なわれる」を「行われる」に改め、同条第三項から第六項まで中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第四条から第八条までを次のように改める。

（大規模小売店舗における小売業者の営業の許可）

第四条 大規模小売店舗において小売業を営もうとする者は、大規模小売店舗ごとに、都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 2 前条第二項又は第三項の公示がされた際当該大規模小売店舗において小売業を営んでいる者は、前項の許可を受けた者とみなす。
- 3 前項に規定する者は、通商産業省令で定めるところにより、その公示の日から二月以内に次条第一項各号（第五号を除く。）に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。この場合においては、同条第二項の規定を準用する。

（許可の申請）

第五条 前条第一項の許可を受けようとする者は、通商産業省令で定めるところにより、次の事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 大規模小売店舗の所在地
- 三 販売する物品の種類
- 四 店舗面積
- 五 開店日
- 六 開店及び閉店の時刻
- 七 年間休業日数

- 2 前項の申請書には、通商産業省令で定める書類を添付しなければならない。

（許可の基準等）

第六条 都道府県知事は、前条第一項の申請があつた場合においては、その申請に係る大規模小売店舗の周辺の人口の規模及びその推移、他の大規模小売店舗の配置及び当該他の大規模小売店舗における小売業の現状等の事情を調査しなければならない。

2 都道府県知事は、前条第一項の申請に係る大規模小売店舗における小売業の店舗面積が通商産業省令で定める面積以上であるとき、又は前項の規定による調査の結果その申請に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響があると認めるときは、通商産業省令で定めるところにより、関係市町村長（特別区の区長を含む。）消費者又はその団体、利害関係のある事業者又はその団体その他の者で通商産業省令で定めるところにより申出をしたものの意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による調査又は前項の規定による意見の聴取の結果前条第一項の申請に係る大規模小売店舗における小売業の事業活動がその周辺の中小小売業の事業活動に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、第四条第一項の許可をしてはならない。

（変更の許可）

第七条 第四条第一項の許可を受けた者は、その許可に係る第五条第一項各号に掲げる事項を変更しようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、氏名（法人の代表者の氏名を含む。）若しくは名称若しくは住所の変更、店舗面積の減少、開店日若しくは開店時刻の繰下げ、閉店時刻の繰上げ又は年間休業日数の増加については、この限りでない。

2 前二条の規定は、前項の許可に準用する。

（変更の届出）

第八条 第四条第一項の許可を受けた者は、前条第一項ただし書に規定する変更をしたときは、通商産業省令で定めるところにより、都道府県知事に届け出なければならない。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

第十条第一項中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条第二項中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十一条中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に、「第七条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）第八条第一項（第九条第四項において準用する場合を含む。）」を「第四条第一項、第七条第一項」に、「あわせて」を「併せて」に改め、「その他の小売業の事業活動の円滑な遂行」を削る。

第十二条を次のように改める。

第十二条 削除

第十三条第一項中「第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者」を「第四条第一項の許可を受けた者」に、「その届出をした者」を「その許可を受けた者」に改め、同条第二項中「第五条第一項若しくは第二項又は第九条第一項から第三項までの規定による届出をした者」を「第四条第一項の許可を受けた者」に、「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十四条の見出しを「(許可の取消し等)」に改め、同条第一項を次のように改める。

都道府県知事は、大規模小売店舗における小売業者が第七条第一項の規定に違反したときは、第四条第一項の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

第十四条第二項中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改める。

第十五条を削り、第十六条中「通商産業大臣」を「都道府県知事」に改め、同条を第三章中第十五条とする。

第十七条の見出しを「(聴聞)」に改め、同条第一項中「通商産業大臣は、第八条第一項(第九条第四項において準用する場合を含む。)又は」を「都道府県知事は、」に、「命令についての異議申立てがあつたときは、異議申立人」を「処分をしようとするときは、その処分に係る小売業者」に、「行なわ」を「行わ」に改め、同条第三項中「異議申立人」を「当該小売業者」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(異議申立て)

第十七条 この法律の規定によつてした処分に対して不服のある者は、異議申立てをすることができる。

第十八条を次のように改める。

第十八条 次の各号の一に該当する者は、三百万円以下の罰金に処する。

- 一 第四条第一項の許可を受けないで大規模小売店舗において小売業を営んだ者
- 二 第十四条の規定による命令に違反した者

第十九条を次のように改める。

第十九条 第七条第一項の許可を受けないで大規模小売店舗において小売業を営んだ者は、百万円以下の罰金に処する。

2 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項に違反した者
- 二 第四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第五条第一項(第七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による申請書に虚偽の記載をした者

第二十条第一号中「第十二条」を「第八条」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行の際、改正後の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「新法」という。)第三条第一項に規定する建物であつて、その建物内の店舗面積(新法第二条第一項に規定する「店舗面積」をいう。以下同じ。)の合計が千平方メートル以上千五百平方メートル(都の特別区及び地方自治法(昭和二十二

年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域内においては、三千平方メートル) 未満であるものを設置している者(小売業を営むための店舗以外の用に供し、又は供させるためその建物の一部を設置している者を除く。以下本条において同じ。)は、この法律の施行の日から起算して一月以内に、その建物の見やすい場所に通商産業省令で定めるところにより新法第三条第一項の表示を掲げるとともに、通商産業省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。ただし、当該建物を設置している者が二人以上である場合においては、これらの者の全部が、又はその一部が共同して当該表示を掲げるとともに、当該届出を行うことができる。

2 前項の規定による届出は、新法第三条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第一項の規定による届出とみなす。

3 この法律の施行の際第一項に規定する建物を設置している者は、新法第三条第二項又は第三項の公示があつた後でなければ、その建物の全部又は一部を、この法律の施行の際供し、又は供させている店舗面積を超えて小売業を営むための店舗の用に供し、又は供させてはならない。

第三条 この法律の施行の際前条第一項に規定する建物において小売業を営んでいる者は、新法第四条第一項の許可を受けた者とみなす。

2 新法第四条第三項の規定は、前項に規定する者について準用する。この場合において、新法第四条第三項中「その公示」とあるのは、「この法律の施行」と読み替えるものとする。

第四条 改正前の大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「旧法」という。)第三条第一項及び第四項の規定による届出は新法第三条第一項及び第四項の規定による届出と、旧法第三条第一項及び第三項の表示は新法第三条第一項及び第三項の表示と、旧法第三条第二項及び第三項の公示は新法第三条第二項及び第三項の公示とみなす。

第五条 この法律の施行前六月以内にされた旧法第三条第二項又は第三項の公示に係る建物における小売業の営業の開始又は店舗面積の増加に関する旧法第四条、第十四条第一項、第十六条から第十八条まで、第十九条第一号、第二十条第二号及び第二十一条の規定に係る事項については、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行の日の四月前までに、旧法第五条第一項の規定による届出をし、及び旧法第九条第一項本文若しくは第二項本文の規定による届出をし、若しくは同条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定に該当して届出をせず、又はこの法律の施行前に旧法第五条第二項の規定による届出をしてこの法律の施行の際旧法第三条第二項又は第三項の公示に係る建物(以下「旧大規模小売店舗」という。)において小売業を営んでいる者は、新法第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

第七条 この法律の施行の際旧法第六条第二項又は第九条第三項の規定により届出をしている者(この法律の施行の際旧大規模小売店舗において小売業を営んでいる者に限

る。)の当該届出に関する旧法第七条、第八条、第九条第四項、第十一条、第十四条第一項及び第十五条から第二十一条まで(第十九条第一号を除く。)の規定に係る事項については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 前項に規定する者は、当該届出に係る事項については、当該届出の日から四月を経過した日に新法第七条第一項の変更の許可を受けたものとみなす。

第八条 この法律の施行の際旧法第五条第一項、第九条第一項若しくは第二項又は第六条第一項若しくは第二項の規定により届出をしている者(この法律の施行後大規模小売店舗(新法第二条第二項に規定する「大規模小売店舗」をいう。以下同じ。)において小売業を営もうとする者に限る。)の当該届出に関する旧法第七条、第八条、第九条第四項、第十一条、第十四条第一項及び第十五条から第二十一条まで(第十九条第一号を除く。)の規定に係る事項については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行の際旧法第五条第一項の規定により届出をしている者(この法律の施行後大規模小売店舗において小売業を営もうとする者に限る。)で旧法第九条第一項本文若しくは第二項本文の規定による届出をし、又は同条第一項ただし書若しくは第二項ただし書の規定に該当して届出をしないものは、旧法第五条第一項の届出の日から四月を経過した日に新法第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

3 この法律の施行の際旧法第六条第一項又は第二項本文の規定により届出をしている者(この法律の施行後大規模小売店舗において小売業を営もうとする者に限る。)は、当該届出に係る事項については、当該届出の日から四月を経過した日に新法第七条第一項の変更の許可を受けたものとみなす。

第九条 附則第七条第二項又は前条第二項若しくは第三項の規定により新法第四条第一項の許可又は新法第七条第一項の変更の許可を受けたものとみなされる者であつて、この法律の施行の際現に旧法第八条第一項又は第十四条第一項の処分を受けているものについては、これらの附則の規定にかかわらず、これらの者の当該許可を受けたものとみなされる日について、政令で別段の定めをすることができる。

第十条 この法律の施行前一月以内に旧法第十三条第一項の規定によりその地位を承継した者に関する同条第二項、旧法第十六条、第二十条及び第二十一条の規定に係る事項については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十一条 この法律の施行前に旧法第五条第一項若しくは第二項、第六条第一項若しくは第二項、第九条第一項から第三項まで又は第十三条第二項の規定に違反した者に関する旧法第十四条第一項、第十六条から第十八条まで、第十九条第二号、第二十条及び第二十一条の規定に係る事項については、なお従前の例による。

第十二条 この法律の施行前にされた旧法第十四条第二項の規定による処分に関する旧法第十六条から第十八条まで、第二十条第二号及び第二十一条の規定に係る事項については、なお従前の例による。

第十三条 この法律の施行前に旧法第十二条の規定により届出を要することとなつた者の

当該届出に関する同条、旧法第十六条、第二十条及び第二十一条の規定に係る事項については、新法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十四条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 附則第二条第三項の規定に違反した者
 - 二 附則第三条第二項において準用する新法第四条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第十五条 附則第五条、第七条第一項、第八条第一項又は第十条から第十二条までの規定によるもののほか、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第十六条 前十四条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(通商産業省設置法の一部改正)

第十七条 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

- 第四条第一項第三十号中「関し必要な命令をする」を「関する事務を行う」に改める。
- 第二十五条第一項の表中「大規模小売店舗審議会」の項を削る。

理 由

最近における大規模小売店舗の設置される地域の経済事情の多様性及び大規模小売店舗における小売業が当該地域の他の中小小売業、消費生活等に与える影響の重大性にかんがみ、大規模小売店舗の基準面積を改め、当該店舗における小売業を許可制にするとともに、これに関する事務を都道府県知事に行わせる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。